

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法の一部を改正する法律案						
政策の名称	水銀排出施設に係る勧告・改善命令等の創設						
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局大気環境課長 是澤裕二 電話番号:03-5521-8292 E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp						
評価実施時期	平成27年2月18日						
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益							
目的	水銀に関する水俣条約(仮称)(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施の確保を図るために、排出基準を遵守しない施設に対し、勧告・改善命令等を行う。						
内容	水銀排出施設が排出基準に適合しないと認めるときは、都道府県知事は、当該施設に対し、当該施設の構造、使用の方法又は水銀の処理の方法の計画変更・勧告・改善等を命じ、排出基準を遵守させることとする。						
関連条項	第18条の23、第18条の26、第18条の28、第18条の29及び第18条の30						
必要性	条約の的確かつ円滑な実施の確保を図るために排出基準の遵守を義務付ける必要があり、その担保のため、基準を遵守していない場合における措置が必要。						
費用	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>基準を遵守するために、水銀排出施設の構造等を変更するための費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>基準遵守状況の確認のための費用と勧告・命令を課すための費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</td> </tr> </table>	遵守費用	基準を遵守するために、水銀排出施設の構造等を変更するための費用が発生する。	行政費用	基準遵守状況の確認のための費用と勧告・命令を課すための費用が発生する。	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
遵守費用	基準を遵守するために、水銀排出施設の構造等を変更するための費用が発生する。						
行政費用	基準遵守状況の確認のための費用と勧告・命令を課すための費用が発生する。						
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。						
便益	水銀発生施設に排出基準を遵守させることにより、条約の的確かつ円滑な実施の確保を確保することができる。						

想定される代替案								
代替案①	水銀に係る抑制基準を設け、行政指導によりその遵守を図る。							
	費用	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</td> </tr> </table>	遵守費用	抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。	行政費用	行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	遵守費用	抑制基準を遵守する場合、施設の構造等を変更するための費用が発生する。						
	行政費用	行政指導等の働きかけに要する費用が発生する。						
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。							
便益	代替案のみでは、抑制基準の遵守が任意であることから、確実な遵守を担保することができない。							
代替案②	費用	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td></td> </tr> </table>	遵守費用		行政費用			
	遵守費用							
行政費用								

(2)	その他の費用	
便 益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現状に比べ代替案では構造等を変更するための費用が発生するが、改正案では新たな負担は発生しない。

便益:現状又は代替案に比べ、排出基準遵守義務が履行されない場合であっても、勧告・改善命令により、その実効が担保されるため、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるようになる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施を確保が図られ、また水銀による大気汚染が原因となる経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について(答申)(平成27年1月中央環境審議会答申)(抄)

<実効性確保のためのその他の措置>

排出基準による排出規制を設ける場合は、その規制の実効性を確保するため、測定義務に加え、例えば対象施設の設置に関する届出、排出基準の遵守義務、排出基準を継続して違反した場合の所要の命令等所要の制度を設けるのが適当である。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考